

平成 28 年度

「総合支庁の見直し」について

～ 機能見直しに係る業務の整理、組織体制の検討 ～

< 中間取りまとめ >

目 次

○ 「総合支庁の見直し」 総括	．．．	P1
○ 見直し1 「連携支援室 _(仮称) 」の設置	．．．	P2
(参考) 「連携支援室 _(仮称) 」を中心とした市町村支援の概要	．．．	P3
○ 見直し2 産業振興機能の見直し①【商工・観光部門】	．．．	P4
見直し2 産業振興機能の見直し②【農林水産部門】	．．．	P5
見直し2 「地域予算」の見直し	．．．	P6
○ 見直し3 「地域振興局 _(仮称) 」への見直し	．．．	P7
○ 組織体制の見直し (全体)	．．．	P8
組織体制の見直し (村山総合支庁)	．．．	P9

平成 28 年度「総合支庁の見直し」について

I H27.3 見直し方針

◇ 県が直面する課題や市町村の評価・意見等を踏まえ、県庁と総合支庁の適切な役割分担と連携の下、県全体で効果的に施策展開できるよう、総合支庁の機能を3つの視点に基づき整理

<視点1> 総合支庁の担うべき行政機能のあり方

総合行政機能	> 県内4地域体制の枠組みを維持 各地域で総合的な行政と現地即決を推進	—
安全・安心機能	> 災害対応等の安全・安心に関わる機能は7庁舎に配置	—

<視点2> 地域の実情に合った地域振興機能のあり方

市町村支援機能	> 総合支庁が担う地域振興の役割を、地域における市町村支援*に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化 (*地域団体やNPO等を含む)	見直し1
産業振興機能	> 県全体の方針の下、県庁と総合支庁の役割分担を明確にし、県全体としてより効果的・効率的に施策を展開	見直し2

<視点3> 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

村山総合支庁のあり方	> 東南・西・北村山の地域特性を踏まえ、3地域それぞれに市町村支援機能を配置	見直し3
------------	--	------

II 見直し後の機能（方向性）

総合支庁	県庁
<ul style="list-style-type: none"> 市町村支援に重点化 地域課題の把握、情報収集・提供 総合出先機関としての現場機能 	<ul style="list-style-type: none"> 全体方針の策定 総合支庁との連携窓口設置 (司令塔機能)
<ul style="list-style-type: none"> 総合支庁見直しを通じ3つの連携を強化 ▶ 県全体の効果的・効率的体制を実現 <ul style="list-style-type: none"> 市町村(地域団体含む)と総合支庁の連携 県庁と総合支庁の連携 総合支庁内部の連携 	

III 「見直し」のポイント

(総合支庁)

(県庁)

見直し1 <市町村支援への重点化>

① 地域振興課を「連携支援室(仮称)」に改組	①' 市町村課「地域振興担当」と連携 ※県内の地域課題に関して総合支庁と連携
② 総合支庁内に「連携支援サポートチーム(仮称)」を設置 ※支庁の総力結集(人的支援、情報支援、財政支援)	

見直し2 <産業振興機能の見直し>

③ 「地域の産業情報収集」を重点的に展開	③' 商工労働観光部に司令塔機能を配置 ※総合支庁との連携窓口
④ 農業振興部門と技術普及部門の連携強化(将来的な統合を検討) ※事務部門と現場部門の連携強化	* 農林水産部・総合支庁・関係団体の連携強化(ex.PJ方式の活用)
⑤ 農村整備課を7庁舎に配置、農村計画部門と整備部門の連携強化(将来的な統合を検討)	

<地域予算の見直し>

⑥ 地域予算の見直し (H28年度～道路・河川維持管理費、H29年度～地域企画調整推進費)
--

見直し3 <地域振興局(仮称)への見直し>

⑦ 西・北村山を「地域振興局(仮称)」に見直し(「地域振興局長(仮称)」の配置)
--

見直し1

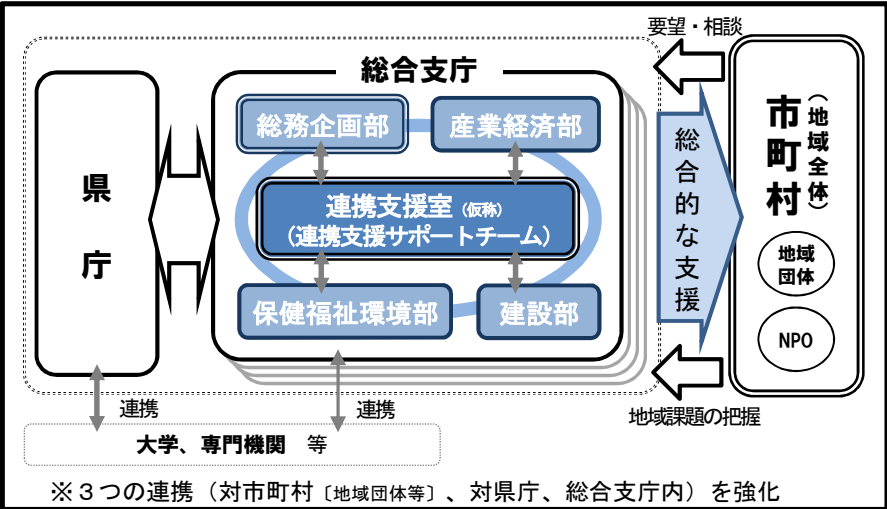
市町村支援機能（『連携支援室_(仮称)』の設置) について

- 総合支庁が担う地域振興の役割を、地域における市町村支援_(※)に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化
 - 市町村との協力を通じた地域課題への対応強化
 - 市町村間連携に向けた調整機能の発揮
 - 専門的・技術的分野における市町村支援機能の充実
- (※地域団体やNPO等に対する支援も含む)
- ⇒ 『連携支援室_(仮称)』を設置し、総合支庁の力を結集して“市町村支援”を重点的に行う体制を整備

市町村支援機能の見直し（強化）のポイント

- ① 『連携支援室_(仮称)』の設置
 - ⇒ 定期的な市町村訪問や各種会議（副首長会議・勉強会）等を通じて地域課題を把握 / 市町村の総合的相談窓口として機能 / 各市町村担当職員（市町村コンシェルジュ）を配置
- ② 総務企画部長をトップに、庁内各部横断の「連携支援サポートチーム_(仮称)」を設置（事務局：連携支援室_(仮称)）
 - ⇒ 地域課題に関する認識を共有し、庁内・関係機関との調整、市町村に対する支援方策の検討、市町村との連携・支援を実施

『連携支援室_(仮称)』を中心とした市町村支援のイメージ



『連携支援室_(仮称)』を中心とした市町村支援の概要

- 総合支庁の市町村支援機能（主なもの）

人的支援	専門分野・技術職（税務、保健、農業、土木等）による助言・支援 市町村と連携して取り組む各種事業等に係る事務局機能 大学・専門機関との連携構築支援
情報支援	国・県の施策や先進事例に係る情報提供（地方版総合戦略等）
財政支援	国・県の補助金、地方創生に係る「新型交付金」等の活用提案
- 支援展開
 - ◇ 専門的・技術的分野における市町村支援
 - ex 税務、保健、農業、土木等の業務に関する助言・支援 等
 - ◇ 市町村間連携の調整 / 県との連携
 - ex 定住自立圏や連携中枢都市圏の取組みに関する支援
最上8市町村との共同による「最上地域政策研究所」の運営
県総合戦略に位置付けられた“県と市町村の連携事業”に係る支援 等
 - ◇ 複数分野に跨る課題について、「連携支援サポートチーム_(仮称)」の下、総合支庁の力（技術職・事務職）を結集し、関係機関とも連携を図りながら、総合的に支援
 - ex 最上小国川の流域振興に関する支援（企画、河川、観光、農林〔内水面漁業〕等）
高速道路開通を契機とした地域振興支援（企画、道路、観光、農林等）
- 県庁と総合支庁の連携
 - ◇ 県内の地域課題（過疎対策、地域コミュニティの再生、移住交流推進等）について、県庁と総合支庁が緊密に連携

『連携支援室（仮称）』を中心とした市町村支援の概要（補足）

参考

◇ 専門的・技術的分野における市町村支援

◎ 税務・保健・農業・土木などの分野で、市町村の求めに応じて、専門研修会開催、市町村職員の技術力向上に向けた助言・支援等をきめ細かく展開

<専門的・技術的支援>

税務：個人住民税滞納合同研修、共同催告、共同徴収、併任制度
 保健：感染症対策・健康増進・保健衛生監視等の技術助言
 農業：農業経営基盤強化・農畜産物栽培等の技術指導
 土木：工事設計・発注業務の技術助言、公共土木施設災害復旧工法の指導 等

<情報支援>

※ 政府・県の施策や先進事例に係る情報提供を実施（地方版総合戦略など） 等

◇ 市町村間連携の調整 / 県と市町村の連携の推進

◎ 総合支庁管内の地域実情に応じて、市町村間連携の調整を展開

	管内市町村の認識	連携支援の方向性	総合的分野の連携支援	個別分野の連携支援
村山	7市7町で連携すべき課題は見当たらないとの認識が大半	東南・西・北の地域実情に応じて対応	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏支援（山形） 中核市移行・連携中枢都市圏形成支援（山形市） 西村山広域行政事務組合 	—
最上	最上8市町村の連携推進で認識一致	積極的に「連携推進」	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏支援（新庄最上） 	<ul style="list-style-type: none"> 最上地域政策研究所 最上小国川清流未来振興機構
置賜	課題によって広域連携が必要との認識	個別課題に応じて「連携調整」	—	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路開通に伴う地域振興の検討 電算システム共同アウトソーシング
庄内	合併の進展を踏まえた市町村間の調整	「補完・調整」	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏支援（庄内南部） 定住自立圏支援（庄内北部） 	—

※ その他、市町村と連携して取り組む各種事業に係る事務局機能を発揮

◎ 県総合戦略に位置付けられた“県と市町村の連携事業”に係る支援など、県との連携を推進

◇ 総合支庁（技術職・事務職）の総力を挙げた市町村支援

◎ 総合支庁の技術職・事務職の力を結集し、「連携支援サポートチーム（仮称）」の下、地域課題に対して、横断的・総合的な支援を実施

* 最上小国川清流未来振興機構による各種取組みに対する支援（最上）
 （地域振興、商工・観光、農林漁業、河川、ダム担当等が総合的に支援を実施）

* 東北中央自動車道の開通を見越した広域的な地域活性化策に対する支援（置賜）
 （地域振興、商工・観光、農林、道路、保健担当等が総合的に支援を実施）

市町村・民間団体と連携した取組みを展開

<留意事項>

- 市町村支援に当たっては、市町村と総合支庁との間でしっかり“協議”し、“合意”したうえで展開することが大原則

見直し2-①

産業振興機能の見直し【商工・観光部門】 について

- 製造業を中心に各分野で国内外の競争が激しさを増す中、産業振興機能（商工・観光部門）について、県庁と総合支庁の役割分担の明確化と連携の強化を図り、県全体としてより総合的・効果的に施策を展開

⇒ **〔商工労働観光部〕司令塔機能の配置** / **〔総合支庁〕地域産業情報の収集・現場対応の推進** / **産業振興施策に係る総合支庁予算の見直し等** / **県の全体方針の下、戦略的な施策展開を図る体制を整備**

産業振興機能（商工・観光部門）の見直しのポイント

① 商工部は「司令塔機能」を発揮 / 総合支庁は地域産業情報の収集や現場対応を推進

- ⇒ 商工部に、地域産業振興（商工部門）に関する業務を統括し、総合支庁の地域情報を踏まえ、部内及び総合支庁間で施策調整する「司令塔機能」を配置
- ⇒ 総合支庁は、管内企業や地域の産業情勢に関する情報収集（県庁や産業支援機関への情報提供や橋渡し役を含む）を重点的に展開するとともに、県庁と連携して現場対応が求められる施策を推進

② 総合支庁予算（地域企画調整推進費）の見直し（H29年度～）

- ⇒ 地域産業振興施策（商工・観光部門）は、商工部の予算（所管部経由予算）で県全体として対応 「直接要求予算」から「所管部経由予算」へ
- 各総合支庁は、地域で実施すべき施策を商工部に提案
 - 商工部は、総合支庁の提案を基に、全体方針との調整を図ったうえで、地域産業施策として施策化
- ※予算編成等に絡め、地域産業施策について定期的に議論・調整

③ 商工部、総合支庁、産業支援機関との連携強化

- ⇒ 商工部・総合支庁・産業支援機関（コーディネーター等）が連携した活動を展開

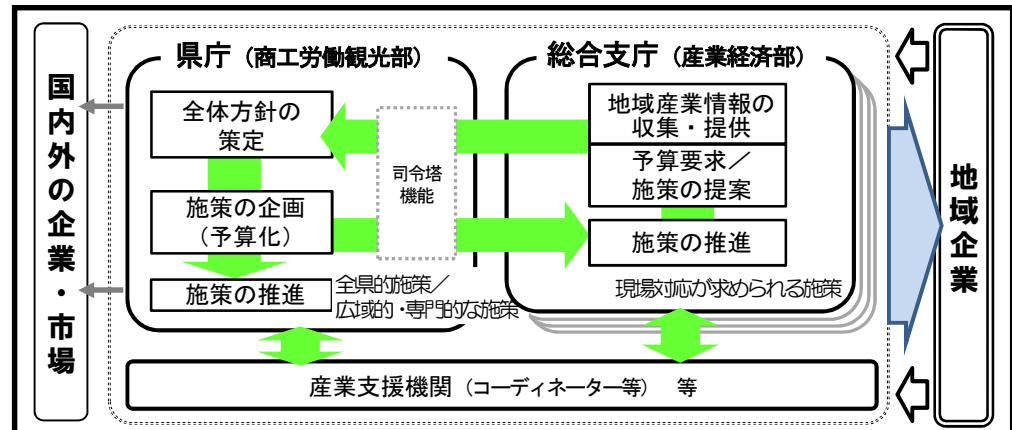
④ 圏域の広域観光の振興（継続）

- ⇒ 県の全体方針の下、地域の主体性発揮に留意し、市町村と連携を図って展開

県庁と総合支庁の役割分担

	県 庁	総合支庁
共通	<ul style="list-style-type: none"> 全体方針の策定 施策の企画 	<ul style="list-style-type: none"> 県庁が企画・推進する施策を 地域実情を踏まえて展開
商工	<ul style="list-style-type: none"> 全県の視点や専門性を要する施策を産業支援機関と連携して推進 → 製造業支援、新産業振興・成長分野参入支援、企業誘致等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の産業情勢に関する情報収集、地域企業間のネットワーク構築支援等 商工労政に係る業務（団体指導、法令事務等）、相談対応
観光	<ul style="list-style-type: none"> 全県の施策の推進 → 観光受入態勢整備等 全国 海外向け情報発信 広域的観光誘客の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の広域観光協議会の下、圏域への観光誘客や地域資源の磨き上げを推進

県庁と総合支庁の連携による産業振興施策（商工部門）の展開イメージ



産業振興機能の見直し【農林水産部門】 について

- 担い手育成や産地間競争力の強化が大きな課題となる中、産業振興機能（農林水産部門）について、県庁と総合支庁の役割分担の明確化と連携の強化を図るとともに、庁内関係課の連携をより一層進め、効果的に施策を展開
 ⇒ **農林水産部・総合支庁・関係団体の連携によるプロジェクト方式 / 産業振興施策に係る総合支庁予算の見直し / 政策支援と技術支援の連携強化 等 / 各種課題に対し、戦略的かつ一体的に施策展開**

産業振興機能（農林部門）の見直しのポイント

①県庁と総合支庁の一体的な施策展開

- ◇ 農林水産部・総合支庁・関係団体が、これまで以上に情報と課題の共有を図りながら、連携した施策を一体的に展開
 (ex. 農林水産部プロジェクト (PJ) 方式の有効活用)
- ◇ 総合支庁予算（地域企画調整推進費）の見直し（H29年度～）
 ⇒ 地域産業振興施策（農林部門）は、農林部の予算（所管部経由予算）で県全体として対応（予算要求等の仕組みは、商工・観光部門と同じ）

②農業振興課・農業技術普及課のあり方

- ◇ 政策支援（農業振興部門）と技術支援（普及部門）の連携強化
 ⇒ 技術職の農業振興部門への配置等を通じて、農業者に対する一体的・総合的な支援を展開（将来的には両課統合の方向で検討）
- ◇ 6次産業化に関する施策の効果的・効率的な展開
 ⇒ 農林水産物の生産、食品加工、流通販売に関して、地域実情を踏まえながら総合支庁毎に対応

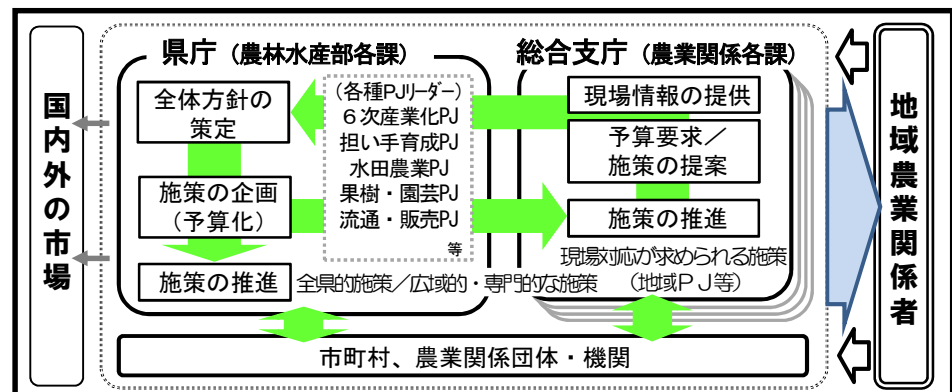
③農村計画課・農村整備課のあり方

- ◇ 農村整備部門は、迅速な災害対応等の安全・安心に関わる機能も考慮し、7庁舎体制を継続
- ◇ 農村計画部門と農村整備部門の連携強化
 ⇒ 事業量を踏まえ将来的な統合を検討

県庁と総合支庁の役割分担

	県 庁	総合支庁
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・全体方針の策定 ・施策の企画 ・広域的観点からの施策推進 ①生産対策や農業経営の強化支援（産業政策） ②活力ある農山村の構築支援（地域政策） ③担い手の育成・確保や農地集積（構造政策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体方針に基づく施策を地域で展開（市町村や農業関係団体・機関と連携して実施） ・技術普及や農村整備など、現場業務の実施
PJ	[PJの企画・推進] 担い手育成、水田農業、果樹・園芸、6次産業化、流通・販売、生産基盤等	・地域PJを展開

県庁と総合支庁の連携による産業振興施策（農林部門）の展開イメージ



見直し2 関連

総合支庁「地域予算」の見直しについて

- 県庁と総合支庁の役割分担と連携の下、県全体（県庁＋総合支庁）が一体となってより効果的・効率的な施策展開を推進するため、総合支庁の独自予算である「地域予算」について所要の見直しを実施
 - ⇒ 道路・河川の「維持管理費」の見直し（H28年度～）
 - ⇒ 産業振興施策に係る「地域企画調整推進費」の見直し（H29年度～）

道路・河川の「維持管理費」に係る見直し（H28年度～）

■現状と課題

- ・ 道路・河川の維持修繕は、各総合支庁がそれぞれの予算の枠内で実施しているが、災害など突発的事態が発生した場合の予算の確保に苦慮している状況
（災害発生時の初動対応や小規模な復旧工事も同予算で対応）
- ⇒ 地域の安全・安心対策や維持修繕の状況に地域間で差が生じないように、**県全体で調整する仕組みが必要**

■H28年度以降の取扱い

- ◇ 県土整備部が一括して予算化し、地域間の調整を図りながら総合支庁に配分することで、効果的な維持管理を実施
 - ※ これまで同様、総合支庁において、地域実情を踏まえた現地即決の対応が可能となるよう、県土整備部から総合支庁に予算配分
 - ※ 同じく県土整備部関連の総合支庁予算である「ダム管理費」と「都市公園維持管理費」等についても、同様に対応

産業振興施策に係る「地域企画調整推進費」の見直し（H29年度～）

■現状と課題 ～ 総合支庁の見直し方針(H27.3)～

- ・ H27.3見直し方針において「総合支庁が独自に取り組んでいる産業振興施策について、県庁等との適正な役割分担の観点から整理を図るとともに、県の全体方針の下で、総合支庁が地域実情を踏まえた取組みを実施するための予算のあり方が必要（実施：29年度～）」と整理

■H29年度以降の取扱い（※時期は、短期APの計画期間を考慮）

- ◇ 地域産業振興施策（商工・観光・農林）は、商工部又は農林部の予算（所管部経由予算）で県全体として対応
 - ※ 各総合支庁は、地域で実施すべき施策を所管部に提案
 - ※ 所管部は、総合支庁の提案を基に、全体方針との調整を図ったうえで、地域産業施策として施策化
- ◇ 産業振興以外の分野は、総合支庁の直接要求予算として、市町村との連携施策を推進

見直し3

村山総合支庁(分庁舎の『地域振興局(仮称)』への移行)について

- 村山地域における「東南」、「西」、「北」の圏域性等の地域特性を踏まえ、各々に市町村支援機能を配置
 - 「西」及び「北」の地域課題の解決に向け、総合支庁各部及び管内市町との調整機能を強化
- ⇒ 現在の西・北庁舎を『地域振興局』に改め、『地域振興局長』を配置(いずれも仮称)

『地域振興局(仮称)』のポイント

① 『地域振興局長(仮称)』の配置

⇒ 西/北村山における市町村支援機能を強化するため、『地域振興局長(仮称)』を業務統括者として配置

② 西/北村山に『連携支援室(仮称)』を設置

⇒ 局長の下、地域課題の把握とその解決に向けた市町との連携を推進するため、『連携支援室(仮称)』を設置し、専任職員を配置

③ 現場機能の配置

⇒ 災害対応を含む専門的・技術的な“現場機能”を引き続き配置

『地域振興局長(仮称)』のポイント

職位	次長級
役割	地域における「業務統括者」として、地域振興局内の事務を総合調整 管内の地域課題の解決に向け、総合支庁・県庁との調整及び市町との連携を推進

<置賜総合支庁西庁舎の取扱い>

- ・ 現西庁舎を『西置賜地域振興局(仮称)』に改め、『西置賜地域振興局長(仮称)』を配置。災害対応など現場機能を統括。市町支援は、これまで同様、置賜総合支庁全体で「3市5町」を一体的に支援。連携支援室(仮称)は兼務体制で設置。

『地域振興局(仮称)』における市町村支援機能の概要

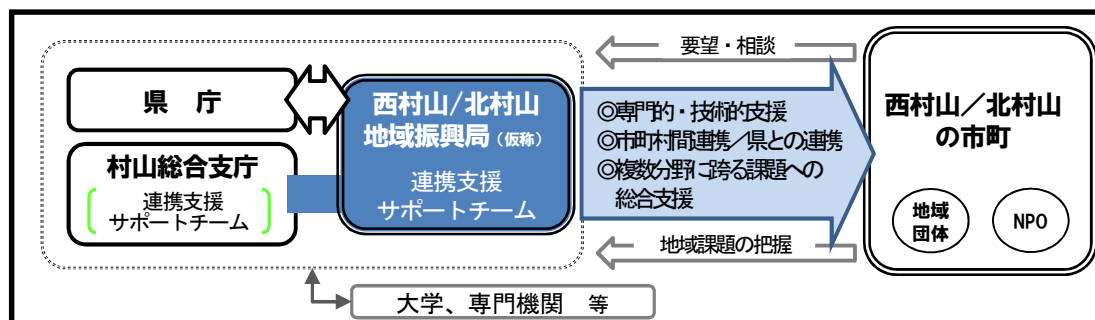
■ 支援体制/支援内容

- ◇ 『地域振興局長(仮称)』の配置、『連携支援室(仮称)』の設置
 - ⇒ 局長を補佐するため専任職員を配置
- ◇ 「連携支援サポートチーム(仮称)」の設置
 - ⇒ 『地域振興局長(仮称)』をトップに、連携支援室、局内(産業経済・建設部門等)で構成
 - ・ 局長とともに地域に出向き、市町との情報交換を密にし、地域が抱える課題を把握
 - ・ 課題解決に向け「連携支援サポートチーム(仮称)」で局内調整を図りつつ、村山総合支庁及び県庁と連携・調整し、市町に対する支援を展開
- ◇ 村山総合支庁との連携
 - ⇒ 地域を跨ぐ課題や保健福祉部門や産業振興部門など(地域振興局にない分野)に対応するため、村山総合支庁『連携支援室(仮称)』と緊密に連携(合同打合せの定期開催等)

■ 要望活動等への対応

- ◇ 管内市町の要望や地域案件については、基本的に『地域振興局長(仮称)』が責任を持って対応

『地域振興局(仮称)』における市町村支援のイメージ

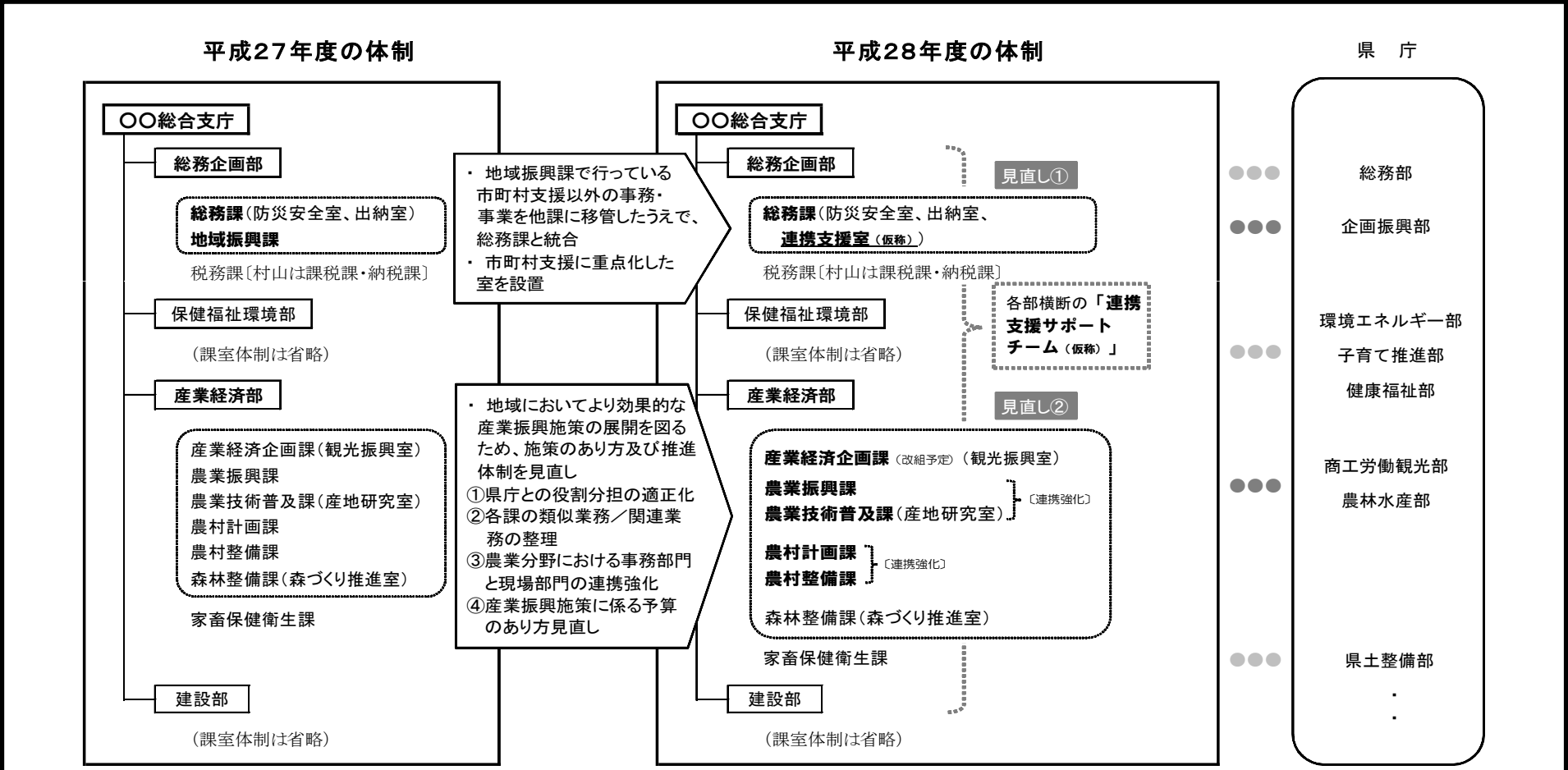


まとめ

総合支庁の組織体制の見直しについて

- 市町村支援機能や産業振興機能のあり方等を踏まえて、総合支庁の組織体制（業務体制）を見直し
- 県全体として、より効果的に施策展開できるよう、総合支庁内や県庁と総合支庁間の連携を強化

総合支庁の組織体制のイメージ（見直し前と見直し後の比較）



◎ 本見直しとは別に、毎年度の組織体制に係る検討の中で、不断の見直しを実施
 将来的には（産業経済部を中心に組織の統廃合を含め）より総合力が発揮できる組織体制に見直す方向で検討

村山総合支庁の組織体制のイメージ（見直し前と見直し後の比較）

平成27年度の体制



平成28年度の体制

見直し③



- ◎ 本見直しとは別に、毎年度の組織体制に係る検討の中で、不断の見直しを実施
- ◎ 山形市の「中核市移行」の進捗状況に応じて、村山総合支庁の効果的・効率的な体制について、別途検討

各総合支庁に「連携支援サポートチーム(仮称)」を設置するのと同様に、西村山地域振興局及び北村山地域振興局にも、局内で構成する「連携支援サポートチーム(仮称)」を設置